

令和6年2月6日（火）13:30～15:00

クリーンウッド法改正 についての意見交換会

クリーンウッドって
いいね!



クリーンウッド法改正について知ろう!

2023年5月に「クリーンウッド法の一部を改正する法律」が公布され、2年以内に施行されます。今後、施行までの期間に具体的な運用方法が公表されます。CW登録事業者はどう対応するのか、他の合法木材との関係はどのようになるのか等、(一社)全国木材組合連合会 CW 担当者をお招きし、改正法について意見交換を行います。

開催方法

Zoom 会議

(問い合わせ)
岐阜県木材協同組合
連合会
〒500-8356 岐阜市
六条江東 2-5-6 ぎふ森
林文化センター内
TEL:058-271-9941
FAX:058-272-3858

参加申込票

申込期限 令和6年1月19日（金）

氏 名

会 社 名

TEL

FAX

貴社、貴団体は

(○をうつ)

①クリーンウッド法の登録木材関連事業者で ある ・ ない

②ガイドラインに基づく合法木材認定業者で ある ・ ない
(県木連等の認定事業者、ぎふ証明材、ぎふ性能表示材等)

③森林認証制度取得業者（FM認証、COC認証等）で ある ・ ない

クリーンウッドに関する意見、質問（無記名で紹介いたします）

申込先：FAXまたはメールアドレス info@gifu-mokuzai.jp 県木連行き

* 期日までにZoom会議招待メールを送信いたします。